

令和3年8月20日

消費者庁製品事故情報検討会
及び
消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会
合同会議の申合せ

消費者庁製品事故情報検討会
消費経済審議会製品安全部会
製品事故判定第三者委員会

合同会議については、下記のとおりとする。

1. 合同会議の名称等について

合同会議の名称は「消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議（以下「合同会議」という。）」とし、合同会議の略称は「製品事故調査判定合同会議」とする。

2. 議長と議長代理について

- (1) 合同会議の議長及び議長代理については、「消費者庁製品事故情報検討会」の座長及び「消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会」の主査が原則交互に務める。
- (2) 議長は合同会議を統括する。
- (3) 議長代理は、議長を補佐するとともに、議長に事故があるときには、その職務を代理する。

3. 公開について

- (1) 議事について
合同会議は、非公開とする。
- (2) 議事録及び議事要旨について
議事録は非公開とし、議事要旨は合同会議開催後速やかに公開する。
- (3) 配付資料について
合同会議における配付資料については原則公開する。ただし、個別企業の経営秘密に関する事項や個人情報に関する事項等が含まれる場合、その他の議長及び議長代理が非公開とすることを必要と認めた場合は、非公開とする。
- (4) その他

公益上、真に必要ながあると認められるときは、議長及び議長代理の判断により、議事及び議事録等を公開することができるものとする。

4. 運営について

合同会議の申し合わせに定めのない合同会議の運営については、必要に応じて議長及び議長代理の協議の上、運営を行うこととする。